

通常と異なる監査意見や監査役の交代についての説明、議論

— 金取引、監査情報充実懇

去る2018年12月4日、金取引は第2回「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」（座長：八田進二・大原大学院大学教授）を開催した。前回（2018年11月20日号（No.1529）情報フラッシュ参照）の議論で各メンバーから出された意見をもとに事務局が主に次のような論点を提示した。

通常とは異なる監査意見についての説明・情報提供

(1) 監査報告書の記載
監査報告書の記載について、次の論点が表示された。

① 監査報告書の記載に関する考え方
「除外事項の内容について、具体的にどの部分が適正でなかったのか」等の事項を、明確に記載すべきか。

② 限定付適正意見の場合
監査人は、監査報告書の「意見の根拠」区分において、広範性の有無に関する判断についても十分な説明を行うべきか。

③ 意見不表明の場合

監査人は、監査報告書において、受嘱審査での監査リスクの認識状況やその後の状況変化を含め、特に丁寧な説明を行うべきか。

メンバーからは、「無限定意見を得ているほとんどの企業に影響を与えるような制度面の変更は避けてガイドランスにとどめるべき」、②について「利用者としては、なぜ不表明ではないかが知りたい」との意見が出された。

(2) 求められる説明・情報提供
企業だけでなく監査人も、職業的専門家として自ら行った監査に関する説明責任を負っていると考えられるとして、次の論点が表示された。

① 監査報告書以外での説明・情報提供
監査人としては、経営者や監査役等とのコミュニケーションの状況や見解の不一致の有無等について、個別の状況に応じ、書面または口頭で追加的な情報提供を行うべきか。

株主総会での意見陳述
株主総会での意見陳述の機会を積極的に活用すべきか。

② 株主総会での意見陳述
株主総会での意見陳述の機会を積極的に活用すべきか。

③ 説明・情報提供の手段
無限定適正意見以外の監査意見の記載に係る適時開示にあたり、企業は、必要に応じて、監査人からの追加的な説明を転載するなどの措置を講じるべきか。また、決算発表会など監査人自ら説明・情報提供するための機会を必要に応じて設けるべきか。

④ 説明・情報提供にあたっての留意点
監査人が監査報告書以外の手段で説明・情報提供を行う場合には、財務諸表利用者に公平に情報を伝達するよう、留意する必要があると考えられるかどうか。

メンバーからは、①に関して「書面と口頭、どちらも必要に応じてできるようにすべき」、「監査意見の補足を口頭ですればよい」との意見が聞かれた。

(3) 守秘義務
守秘義務の考え方については、監査人が自らの監査意見の内容やその根拠を説明するうえで必要な事項を述べることや株主総会に出席して必要な事項を述べることには、「正当な理由」

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
1月10日(木)まで	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(平成30年12月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税を含む。
本年最初の給与支給日の前日まで	② 給与所得者の扶養控除等申告書の提出	
1月31日(木)まで	③ 源泉徴収票・支払調書の交付・提出 ④ 給与支払報告書の提出(給与受給者の住居地の市町村長) ⑤ 法人の確定申告、納付、延納の届出(平成30年11月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人事業所税・法人住民税 ⑥ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長(平成30年10月期) 2カ月延長(平成30年9月期) ⑦ 消費税確定申告(1カ月ごと)(11月期) ⑧ 消費税確定申告(3カ月ごと)(2、5、8、11月期) ⑨ 法人の中間申告(半期・5月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑩ 法人消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(11月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(2、5、8月期) ⑪ 固定資産税の償却資産に関する申告	⑤～⑪ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ⑦、⑧ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。

に該当するか、との論点が示された。

監査人の交代に関する説明・

情報提供

監査人の交代理由およびこれに対する監査人の意見は、財務諸表利用者にとって、重要な情報であり、臨時報告書等において、実質的な内容を記載することが必要であるとの指摘があることを踏まえ、次の論点が示された。

監査人の任期が通常1年で終了することからすれば、「任期満了」との記載は、交代理由の開

示として不適切か。また、できるだけ実質的な内容を開示すべきか。

メンバーからは、「実質的な交代の理由を説明すべき。開示府令の見直しも必要では」、「監査人交代が円満に行われることもある。余計な詮索がされないようなフェアな議論を」といった意見も聞かれた。

今後の議論

座長より、おおむねメンバーから意見を聴取したので、次回具体的な報告書案を示し、議論したい旨が示された。

会計

投資信託の時価算定の取扱い、検討

ASBJ

去る2018年12月13日、企業会計基準委員会は第398回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

公正価値測定ガイドランス・

開示の検討

(1) 投資信託の時価算定
投資信託の時価算定について、事務局から次のような提案が示された。

- ① 関係者との協議等一定の期間が必要と考えられるため、基準公表後おおむね1年をかけて検討を行うこととし、投資信託に関する取扱いを改正するとともに、当該改正に関する適用時期を定める。当該改正を行うまでの間は現行の基準価格を時価とする金融商品業務指針を踏襲する。
- ② 経過措置を利用した場合の

会計監査の現場感

先を見据えた対応

公認会計士
布施 伸章

私が初めて監査チームの主旨になったとき、何か問題が起きると一人で考え込んでしまい、複数の問題が起きると、パニック状態となっていた。

そのような時、上司から「パートナーは1年以上先をみて仕事をしている。主査になりたての君は、3カ月先まで大まかに見通して、1週間先までの業務は、期日から逆算して実施すべき事項を明確にしなさい」との助言をいただいた。そして、まずは足元の仕事を整理したうえで、人に迷惑をかけている自分の行動パターンを見直すべきとの指導を受けた。

たしかに自分のことで一杯で現在の自身の状況も整理できない人が、将来を見通したり、チームを含めた対応を考えられるはずもない。事実、自分の不手際により監査チームを振り回していたように思う。

そこで周りを観察すると、たくさん仕事をこなす「仕事ができる人」ほど、先を見据えて行動し、問題を未然に防ぐ努力をしていることに気がついた。業務の定例化や標準化をして、例外的な業務や重要論点の検討に多くの時間を割ける環境を整

えていた。さらに案件を俯瞰したうえで、チームでの対応を考えており、メンバーの技能、経験や、人材育成も考慮した業務の割当てを行い、効率的、効果的に仕事を進めていたのである。

このような先を見据えた対応をするには、「想像力」が必要だ。いつまでに、誰が、何を、どのようにすべきかなど、5W1Hを想像するのである。それには過去の類似の経験も大切だ。当事者意識をもって対応していれば、上司の事前準備を含めた行動想定される論点、必要時間、優先順位、交渉相手、それらを踏まえたスケジュール管理などから多くのヒントが得られるはずである。

このような仕事の進め方を参考にして、私は仕事の手順を変えてみた。たとえば、関係者との日程調整も作業が進んでから行うのではなく、先に日程を押さえ、それに合わせて作業するようにした。期日ギリギリの調整は、それに多くの時間が割かれ、協議・報告が遅れることになる。早めにスケジュールがわかれば、関係者も安心であり、自身の精神衛生上もよい。

後追いの仕事をしないため

に、関係者と適時・適切なコミュニケーションを図り、できるだけ事前に協議することにした。仕事には期日がある以上、検討事項の認識が遅れるほど、双方で協議できる議論の幅が狭まり、あとで大きなトラブルになりかねない。監査は、双方で早い時期に事実関係や論点を共有し、監査人側も期日を考慮に入れて内部手続を進め、適時に状況を報告することに尽きる。こうしたことを共有できる監査先企業との定例ミーティングは、効果的である。

先を見据えた対応は、判断にも影響を与える。その場その場であるべき論で判断するより、中期的な影響も考慮して判断するほうが、軸がぶれず、より一貫した対応が可能になる。納得感のある説明ができれば、顧客からの信頼も得ることができ。冒頭のパートナーのコメントは、このことを指摘していたのであろう。

責任者の先を見据えた仕事の進め方や的確な判断は、作業の手戻りを防ぎ、チームの効率性にも大きな影響を及ぼすことになる。組織全体の動き方改革のポイントにもなる。

後追いの仕事をしないため

投資信託の時価レベルは次のとおりとする。

i 算定日において市場価格を時価とする場合は、当該市場が活発か否かに応じてレベル1または2とする。

ii 算定日において基準価格で無条件に解約可能であった、当該基準価格を時価とする場合は、当該投資信託の設定、解約取引が活発か否かに応じてレベル1または2とする。

iii 前記 i または ii 以外で、基準価格を時価とする場合は、便宜、レベル3に分類する。

委員からは、「不動産は今回の議論の対象外であるから、不動産を扱う投信も除外すべき」との意見があった。

(2) 適用時期と経過措置

事務局から、前回(2018年12月20日号(No.1532)情報フラッシュ参照)示した提案を修正して、次の案を示した。

① 適用時期

i 2020年4月1日以後開始事業年度の期首から強制適用。ただし、同事業年度末決算からの適用を認め

る。

ii 2020年3月31日以後終了事業年度の事業年度決算からの早期適用を認める。

iii 第三者から入手した相場価格の取扱い、投資信託の取扱い、開示に関して経過措置を定める。

② 遡及処理

i 原則としては、IFRS 13号と同様に将来に向かって適用する。

ii ただし、会計方針の変更に関する部分で分離可能である場合には、遡及適用を認める。この場合、期首の利益剰余金による遡及適用を認める。

①の適用時期については、前回の意見を踏まえ、2020年4月1日以後開始事業年度の年度末からの適用を認め、後ろ倒しできる提案に修正されている。

委員からは、「まだ準備期間が短い。後1年は延ばすべき」などの反対意見が多数あった。

②の遡及処理については、「iiの遡及適用できる条件は不要ではないか」との意見が出され、事務局からは「iの将来への適用とiiの遡及適用どちらでも良いというのはいかがか」という

回答があった。また、「iiの条件に関するガイダンスが必要では」との意見に、事務局から「例示を検討する」との回答があった。

(3) 他の基準等の改正または修正

今回の基準開発で、内容面の検討を要するものとして、次の基準等の文案が示され、審議された。

・実務対応報告6号「デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い」

・実務対応報告10号「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い」

・企業会計基準9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」

基準諮問会議からのテーマ提言

基準諮問会議で提言された、「見積りの不確実性の発生要因」および「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に関する注記情報の充実について、事務局から、デイスクロージャー専門委員会を検討する旨の提案がなされた。

委員から、反対意見は聞かれなかった。

法人企業景気予測調査 (内閣府・財務省) 平成30年10-12月期調査

法人企業景気予測調査は、わが国の経済活動の主要部分を占める企業活動を把握することにより、経済の現状および今後の見通しに関する基礎資料を得ることを目的として四半期ごとに調査しています。なお、資本金、出資金または基金(以下、「資本金」といいます)1千万円以上の法人(ただし、電気・ガス・水道業および金融業、保険業は資本金1億円以上)を対象としています。以下は、平成30年10-12月期調査結果の概要です。

対象企業数 15,763社
回答企業数 12,895社
回収率 81.8%

景況 ●貴社の景況
平成30年10-12月期の「貴社の景況判断」BSIを全産業で見ると、大企業、中堅企業は「上昇」超、中小企業は「下降」超となっています。先行きを全産業で見ると、大企業、中堅企業は「上昇」超で推移する見通し、中小企業は「下降」超で推移する見通しとなっています。

●国内の景況
平成30年10-12月期の「国内の景況判断」BSIを全産業で見ると、大企業、中堅企業は「上昇」超、中小企業は「下降」超となっています。先行きを全産業で見ると、大企業、中堅企業は「上昇」超で推移する見通し、中小企業は「下降」超で推移する見通しとなっています。

雇用
平成30年12月末時点の「従業員数判断」BSIを全産業で見ると、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「不足気味」超となっています。先行きを全産業で見ると、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「不足気味」超で推移する見通しとなっています。

売上高
平成30年度は、2.8%の増収見込みとなっています(下期1.8%の増収見込み)。業種別にみると、製造業、非製造業ともに増収見込みとなっています。

経常利益
平成30年度は、0.4%の増益見込みとなっています(下期0.6%の減益見込み)。業種別にみると、製造業は減益見込み、非製造業は増益見込みとなっています。

設備投資
平成30年度は、9.1%の増加見込みとなっています(下期9.6%の増加見込み)。業種別にみると、製造業、非製造業ともに増加見込みとなっています。

貴社の景況判断BSI(「上昇」-「下降」社数構成比) (単位: %ポイント)

		30年7~9月	30年10~12月	31年1~3月	31年4~6月
		前回調査	現状判断	見通し	見通し
大企業	全産業	3.8	4.3	4.7	1.4
	製造業	6.5	5.5	4.2	0.2
	非製造業	2.4	3.7	5.0	1.9
中堅企業	全産業	2.2	6.0	3.5	0.4
	製造業	5.4	7.8	▲2.0	3.5
	非製造業	1.3	5.5	5.1	▲0.5
中小企業	全産業	▲10.0	▲4.9	▲6.5	▲4.2
	製造業	▲13.6	▲6.4	▲9.0	▲6.0
	非製造業	▲9.2	▲4.6	▲6.0	▲3.9

国内の景況判断BSI(「上昇」-「下降」社数構成比) (単位: %ポイント)

		30年7~9月	30年10~12月	31年1~3月	31年4~6月
		前回調査	現状判断	見通し	見通し
大企業	全産業	6.9	4.7	3.3	3.5
	製造業	8.3	4.8	2.7	1.5
	非製造業	6.2	4.7	3.6	4.5
中堅企業	全産業	4.9	3.8	2.0	2.6
	製造業	5.1	5.7	▲0.7	2.8
	非製造業	4.8	3.3	2.8	2.6
中小企業	全産業	▲7.3	▲3.0	▲6.7	▲4.1
	製造業	▲8.1	▲4.8	▲8.3	▲6.1
	非製造業	▲7.1	▲2.6	▲6.4	▲3.7

(注)本調査において大企業とは資本金10億円以上の企業を、中堅企業とは資本金1億円以上10億円未満の企業を、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業をいいます。

リースの貸手のための改善ASU、公表—FASB

去る2018年12月10日、FASBは会計基準アップデート(ASU)「リース(トピック842)―貸手のための狭い範囲の改善」(以下、「本ASU」という)を公表した。

本ASUは、2016年に発行されたASU2016-02「リース(トピック842)」の初度適用に関して、リースの「貸手」からの要求に対応するものである。

本ASUの内容

本ASUの内容は次の3つである。

- (1) 「貸手」が「借手」から回収する売上税(sales taxes)と他の類似した税金
トピック842は、「貸手」に、管轄ごとに、売上税と他の類似した税金について、「貸手の費用」か「借手の費用」かを決定するための評価を要求している。
- (2) 「借手」により「貸手」のために第三者に直接支払われた変動支払
トピック842は、「借手」により「貸手」のために第三者に直接支払われた変動支払について、損益として認識することを要求している。
- (3) 「リース構成要素」ならびに「非リース構成要素」との契約に対する変動支払の認識
トピック842は、「貸手」に、変動支払が非リース構成要素に部分的に関連するかどうかに関

係なく、変動支払額を変動支払の基礎となる事実と状況の変化が発生した期間に損益で認識することを要求している。

本ASUでは、「貸手」に、変動支払の基礎となる事実と状況の変化が発生したときに、特定の変動支払額を「リース構成要素」と「非リース構成要素」に配分することを要求している。

配分後、「リース構成要素」に配分された変動支払額はトピック842に従って損益で認識され、「非リース構成要素」に配分された変動支払額は、その他のトピック(たとえば「トピック606(顧客との契約から生じる収益)」など)に従って認識される。

適用時期

ASU2016-02を早期適用していない企業については、このASUはASU2016-02と同じく、2018年12月16日以降開始年度から適用される。

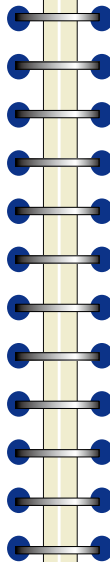
経理用語の豆知識



セール・アンド・リースバック取引

所有する物件を貸手に売却し、貸手から当該物件のリースを受ける取引をセール・アンド・リースバック取引という。ファイナンス・リース取引に該当するかどうかの判定は、通常のファイナンス・リース取引の判定基準と変わらないが、この判定において、経済的耐用年数については、リースバック時におけるリース物件の性能、規格、陳腐化の状況等を考慮して見積った経済的使用可能予測期間を用いるとともに、当該リース物件の見積現金購入価額については、実際売却価額を用いる。

リース取引がファイナンス・リース取引に該当する場合、借手はリースの対象となる物件の売却に伴う損益を長期前払費用または長期前受収益等として繰延処理し、減価償却費の割合に応じ減価償却費に加減して損益に計上する。売却損失が、合理的な見積市場価額が帳簿価額を下回るにより生じたものであることが明らかな場合には、繰延処理せずに売却時の損失として処理する。



改訂コーポレートガバナンス・コード



2018年6月にコーポレートガバナンス・コードの改訂が行われ、コーポレート・ガバナンス報告書は事業年度の定めにかかわらず2018年12月末日までに提出することとされている(同日以前に定時株主総会が開催され定期更新を行う場合には改訂前のコーポレートガバナンス・コードに準拠することも可能)。

コーポレートガバナンス・コードは原則と補充原則により構成されている。

機関投資家と企業との対話において、重点的に議論することが期待される事項を取りまとめた「投資家と企業の対話ガイドライン」が策定され、それに呼応する形で改訂がなされている。原則では「企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮」が、補充原則では「政策保有株式を保有させている側への規律づけ」、「政策保有株主との取引の合理性の確保」、「客観性・適時性・透明性ある手続に従ったCEOの選任」、「CEOを解任するための客観性・適時性・透明性ある手続の確保」が新設されている。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2018年12月5日	源泉所得税の改正のあらまし(BEPS防止措置実施条約)	国税庁	「税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約」(BEPS防止措置実施条約)が2019年1月1日に発効されることに伴い、その概要をまとめたもの。 http://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0018011-104.pdf	—
2018年12月10日	ASU2018-20「リース(トピック842)一貸手のための狭い範囲の改善」	FASB	2016年に発行されたASU2016-02「リース(トピック842)」の初度適用に関して、リースの「貸手」からの要求に対応するもの。ASU2016-02を早期適用していない企業は、本ASUが2018年12月16日以降開始年度から適用される。 https://www.fasb.org/jsp/FASB/Document_C/DocumentPage?cid=1176171756166&acceptedDisclaimer=true	今号情報フラッシュ

長期化するイギリスのEU離脱問題

金融

欧州市場で株式やイギリス・ポンドの相場下落が続いている。ポンドは、直近8カ月前の高値1・4ドル台から12月に入って1・2ポンド台まで低下している。これは1年8カ月振りの安値水準である。イギリスのEU離脱問題が、直接市場を揺るがす展開となつている。

英国のメイ首相は12月10日、欧州連合(EU)からの離脱に關してまとめたEUとの離脱協定案の議会での採決延期を表明した。その後もメイ首相の議会での不信任投票に発展するなど、イギリス国内での混乱が続いている。

この期に及んでこうした現状のまま2019年3月29日の期限を迎えれば、移行期間もないようなハードブレグジットになる可能性、もしくは逆にEU離脱自体が実行可能なのかといった不透明な状況といわざるを得ない。問題の最大の焦点は、北アイルランドとアイルランドとの国境管理だ。イギリス領の北アイルランドとEU加盟国であるアイルランドとの国境は、地続きであるがゆえに、イギリスのEU離脱と

同時にそれなりの国境管理が必要になる。しかし、この国境管理を厳格に行うことは、イギリスにとつて北アイルランド紛争という過去の歴史の記憶を呼び起こすことになり、単純な話ではなくなる。

メイ首相が今回採決するはずだった離脱協定案にはバックストップ条項が盛り込まれた。これは北アイルランドの物品や農産物のEU基準検査をしない、暫定的にイギリスをEUの関税同

2019年、日米の景気・株価はどうなる

証券

盟内にとどめるなどの、国境管理問題を避けるために国境を曖昧にして問題を先送りするものだ。イギリスのEU離脱強硬派が反対するのは、こうしたイギリスの主導権を骨抜きにするような曖昧な取決めだ。イギリス国内で今回の協定案をそのまま受け入れる可能性も、またEU側でこれ以上の交渉に応じる気配もない。さらに歴史問題に根差す国家の枠組みの問題になることを考えると早期決着は考えにくい。当面は世界経済に影響を及ぼすリスク要因として問題は長期化しそうだ。

いよいよ2019年の幕開けであるが、世界の株式市場は先行きへの警戒感が高まっている。株価への影響は、これまでのところ混乱の震源地のアメリカよりもその他の市場のほうが大きい。年末の株価水準が前年末を上回っていたのはアメリカぐらいで、他の国はほとんどが下回った。2018年の株式市場の成果はゼロであった。トップに振り回される2番手以下の宿命であろうか。

警戒感が緩むとすれば、米中貿易摩擦の状況改善、米FRBの金融政策の大幅な変更などであろう。加えて北朝鮮、ロシアなど地政学的要因は、どう影響してくるか。2018年の展開から新年の展望をすることは何とも難しいが、世界の政治・軍事の緊張緩和に向かう展開となれば、株式市場にはやはり好材料だろう。

日本の株式市場はどうか。株価の変動はアメリカを先頭とする国際的連動の構図ができあがっているため、日本独自の要因で動ける範囲は乏しい。それでも、2018年の実績が示すように、株価のパフォーマンスは主要国ではアメリカに次いで2位であった。アメリカとともに景気拡大が長期間続いており、企業収益も高水準が維持されているからだろう。

新年も景気や企業収益の堅調さが維持されれば、株価をさほど悲観視する必要はないのかもしれない。しかし、日本の景気や企業収益は海外要因に支えられているところがある。アメリカの景気後退、中国の経済も落ち込みとなれば、様子は変わってくる。特に、中国経済の動向は最大限の警戒が必要だ。日本経済、株式市場の実態は波乱含みである。